

3. 協議会

(1) G20岡山保健大臣会合支援推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、G20岡山保健大臣会合支援推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2019年に開催されるG20岡山保健大臣会合(以下「大臣会合」という。)の成功に向けて、官民一体となって開催支援に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大臣会合に対する開催支援に関すること。
- (2) 大臣会合に関連した広報・啓発等に関するここと。
- (3) 大臣会合関連事業の企画及び実施に関するここと。
- (4) 大臣会合に関連する機関等との連絡調整等に関するここと。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関するここと。

(構成)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる団体(以下「構成団体」という。)をもって構成する。

2 協議会の委員は、構成団体の長若しくはその指名する職員又は代表者若しくはその指名する者をもって、これに充てる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、総会において、委員の互選により定める。

3 副会長及び監事は、委員のうちから総会の同意を得て会長が選任する。

4 役員の任期は、その選任の日から協議会が解散する日までとする。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計及び業務を監査する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、岡山市議会議長、岡山県知事、岡山県議会議長及び株式会社山陽新聞社取締役会長をもって充てる。

3 顧問は、総会に出席し、意見を述べ助言を行うことができる。

4 顧問の任期は、第5条第4項の規定を準用する。

(総会)

第8条 協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 総会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) その他運営に関する重要事項

4 総会の議事は、委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権行使することができる。この場合において、第2項及び第4項の適用については総会に出席したものとみなす。

6 前各項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは、審議すべき事項について、書面により委員に可否を求め、議決に代えることができる。

3. 協議会

7 議長は、必要があると認めたときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第9条 協議会の総会の審議事項等を整理するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもってこれを構成する。

3 幹事は、構成団体のうち別表第2に掲げる団体から会長が指名した者をもって、これに充てる。

4 幹事会に幹事長を置き、会長がこれを選任する。

5 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集する。

6 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会の会議の議長となる。

7 幹事長は、必要があると認めたときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第10条 第3条に掲げる事業にかかる保健・医療分野に関する企画・立案のため、保健・医療部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、部会員をもってこれを構成する。

3 部会員は、構成団体のうち別表第3に掲げる団体から会長が指名した者をもって、これに充てる。

4 前条第4項から第7項までの規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「幹事長」とあるのは「部会長」と、「幹事以外」とあるのは「部会員以外」と読み替えるものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、岡山市政策局G20保健大臣会合推進室内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第14条 協議会は、第3条の目的が達成されたときは、総会の議決により解散する。

(残余金及び残余財産)

第15条 前条の場合において、その残余財産の帰属は、総会において決定する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成30年8月10日から施行する。

2 協議会の設立した年度における会計年度は、第13条の規定にかかわらず、協議会の設立の日から平成31年3月31日までとする。

別表第1(第4条関係)

区分	団体名
行政機関	岡山市
	岡山県
	岡山市教育委員会
	岡山県警察
	岡山県市長会
	岡山県町村会
経済団体	岡山県経済団体連絡協議会
	岡山商工会議所
	岡山県経営者協会
	一般社団法人岡山経済同友会
	岡山県中小企業団体中央会
	岡山県商工会連合会
観光・国際 ・文化	公益社団法人岡山青年会議所
	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
	公益社団法人岡山県観光連盟
	岡山市国際交流協議会
大学	公益社団法人岡山県文化連盟
	国立大学法人岡山大学
旅館業	岡山市旅館ホテル協同組合
運輸・交通	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社
	公益社団法人岡山県バス協会
	一般社団法人岡山県タクシー協会
マスコミ	株式会社山陽新聞社
	RSK山陽放送株式会社
	岡山放送株式会社
	テレビせとうち株式会社
市民団体	岡山市連合町内会
	岡山市連合婦人会
	健康市民おかやま21推進会議
保健・医療	一般社団法人岡山市医師会
	岡山市内医師会連合会
	岡山市内歯科医師会連合会
	岡山市薬剤師会
	公益社団法人岡山県看護協会
	一般社団法人岡山県病院協会
	岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会
	社会福祉法人旭川荘

別表第2(第9条関係)

団体名
岡山市
岡山県
岡山市教育委員会
岡山商工会議所
公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
国立大学法人岡山大学

別表第3(第10条関係)

団体名
岡山市
岡山県
国立大学法人岡山大学
一般社団法人岡山市医師会
岡山市内医師会連合会
岡山市内歯科医師会連合会
岡山市薬剤師会
公益社団法人岡山県看護協会
一般社団法人岡山県病院協会
岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会
社会福祉法人旭川荘

3. 協議会

(2) G20岡山保健大臣会合支援推進協議会名簿

2019年10月19日時点

顧問	岡山市議会	議長	浦上 雅彦
	岡山県	知事	伊原木 隆太
	岡山県議会	議長	蓮岡 靖之
	(株)山陽新聞社	取締役会長	越宗 孝昌
委員	岡山市	市長	大森 雅夫
	岡山県	副知事	菊池 善信
監事	(公社)岡山青年会議所	理事長	古市 聖一郎
	(一社)岡山市医師会	会長	三浦 寛人
	岡山市教育委員会	教育長	菅野 和良
	岡山県警察	警備部長	大石 和雄
	岡山県市長会	会長	片岡 聰一
	岡山県町村会	会長	山崎 親男
	岡山県経済団体連絡協議会	座長	中島 博
	岡山商工会議所	会頭	松田 久
	岡山県経営者協会	会長	野崎 泰彦
	(一社)岡山経済同友会	代表幹事	松田 正己
		代表幹事	宮長 雅人
	岡山県中小企業団体中央会	会長	畫田 真三
	岡山県商工会連合会	会長	金谷 征正
	(公社)おかやま観光コンベンション協会	会長	石井 清裕
	(公社)岡山県観光連盟	会長	岡崎 彬
	岡山市国際交流協議会	会長	松田 久
	(公社)岡山県文化連盟	会長	若林 昭吾
	(大)岡山大学	学長	楳野 博史
	岡山市旅館ホテル協同組合	理事長	高畠 大作
	西日本旅客鉄道(株)岡山支社	執行役員岡山支社長	有田 泰弘
	(公社)岡山県バス協会	会長	永山 久人
	(一社)岡山県タクシー協会	会長	梶川 政文
	(株)山陽新聞社	代表取締役社長	松田 正己
	RSK山陽放送(株)	代表取締役社長	桑田 茂
	岡山放送(株)	代表取締役社長	中静 敬一郎
	テレビせとうち(株)	代表取締役社長	土井 雅人
	岡山市連合町内会	会長	久世 英一
	岡山市連合婦人会	会長	塙見 横子
	健康市民おかやま21推進会議	副会長	松浦 琢磨
	岡山市内医師会連合会	理事長	宇治 秀樹
	岡山市内歯科医師会連合会	理事長	壺内 智郎
	岡山市薬剤師会	会長	加藤 章則
	(公社)岡山県看護協会	会長	宮田 明美
	(一社)岡山県病院協会	会長	難波 義夫
	岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会	会長	國安 勝司
	(福)旭川荘	理事長	末光 茂

幹事会

2019年10月19日時点

幹事長	岡山市	政策局長	山口 博史
幹 事	岡山県	県民生活部長	房野 文彦
	岡山市教育委員会	教育次長	岡林 敏隆
	岡山商工会議所	専務理事	高橋 邦彰
	(公社)おかやま観光コンベンション協会	専務理事	西 正尚
	(大)岡山大学	岡山大学病院 病院長	金澤 右

保健・医療部会

2019年10月19日時点

部会長	岡山市	保健福祉局長	福井 貴弘
部会員	岡山県	保健福祉部長	中谷 祐貴子
	(大)岡山大学	大学院医歯薬学総合研究科 総合内科学 教授	大塚 文男
	(一社)岡山市医師会	副会長	今城 健二
	岡山市内医師会連合会	副理事長	木村 丹
	岡山市内歯科医師会連合会	専務理事	熊代 直樹
	岡山市薬剤師会	副会長	岩野 寛樹
	(公社)岡山県看護協会	専務理事	井上 純子
	(一社)岡山県病院協会	理事	松本 健五
	岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会	岡山県理学療法士会 理事	片岡 孝史
	(福)旭川荘	企画広報室 室長	小幡 篤志

3. 協議会

(3) G20岡山保健大臣会合支援推進協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、G20岡山保健大臣会合支援推進協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、G20岡山保健大臣会合支援推進協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

- (1) 事務局長は、岡山市政策局G20保健大臣会合推進室長をもって充てる。
- (2) 事務局次長は、岡山市政策局G20保健大臣会合推進室担当課長をもって充てる。
- (3) 事務局員は、岡山市政策局G20保健大臣会合推進室職員をもって充てる。

(職務)

第3条 事務局長は、協議会会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、事務局員の指揮監督を行う。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 4 事務局は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 協議会の総会、幹事会及び保健・医療部会の開催運営に関すること。
 - (2) 協議会の事業に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算の調整に関すること。
 - (5) 契約の締結に関すること。
 - (6) その他協議会の運営に関する事項

(会長の専決事項)

第4条 協議会の運営の基本方針に関することについては、会長の決裁を要するものとする。

(専決事項)

第5条 次に掲げる事項(前条に掲げる事項を除く。)は、事務局長がこれを専決することができる。

- (1) 協議会の運営に関する諸規程の制定・改廃に関すること。
- (2) 規約第8条第1項の総会、規約第9条第1項の幹事会及び規約第10条第1項の部会の開催及び運営事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長名をもつてする事項
- (4) 岡山市事務決裁規程(平成4年市訓令甲第4号)別表第1に掲げる事項で、決裁区分が市長、副市長、理事、局長及び部長とされるもの
- 2 岡山市事務決裁規程別表第1に掲げる事項で、決裁区分が課長とされるものは、事務局次長がこれを専決できる。

(代決)

第6条 決裁者が不在のとき又は欠けたときは、次に掲げる者が、その事務を代決するものとする。

決裁者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	岡山市政策局G20保健大臣会合推進室担当課長補佐

(文書の取扱い)

第7条 文書の取扱いについては、岡山市文書取扱規程(平成15年市訓令甲第21号)の例による。

(公印)

第8条 会長及び事務局長の公印は、別表第1に定めるところによる。

- 2 公印のひな型は、別表第2に定めるところによる。

(服務)

第9条 事務局職員の服務については、岡山市職員服務規程(昭和37年庁達第2号)の例による。

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年8月10日から施行する。

別表第1(第8条関係)

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法(ミリメートル)	使用区分
会長印	1	てん書	方 23	会長名をもつてする文書
事務局長印	2	てん書	直径 19	事務局長名をもつてする文書

別表第2(第8条関係)

1



2



(4) G20岡山保健大臣会合支援推進協議会会計規程

(趣旨)

第1条 G20岡山保健大臣会合支援推進協議会(以下「協議会」という。)の会計事務については、この規程に定めるところによる。

(事務処理の委任)

第2条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、会計事務を協議会の事務局長(以下「事務局長」という。)に行わせることができる。

(現金領収)

第3条 事務局長は、現金を領収したときは領収書(様式第1号)を納入者に交付しなければならない。

2 前項において、事務局長は、領収した現金の金額、内容等を出納整理簿(様式第2号)に記載して整理するとともに、領収した現金は速やかに事務局長名義の普通預金口座に払い込まなければならない。

(出納整理簿)

第4条 事務局長は、前条第2項の現金のほか、一切の収入及び支出を出納整理簿に記載して整理しなければならない。

3. 協議会

(支出負担行為の権限等)

第5条 支出負担行為を行うに当たっては、見積書を債権者から受領するものとする。ただし、次に掲げる経費の支出に当たっては、見積書の受領を省略することができる。

- (1) 緊急を要する場合等において、当初の支出負担行為から変更する必要が生じたもの
- (2) その他事務局長が適当と認めるもの

(契約の方法)

第6条 協議会が締結する売買、貸借、請負その他の契約については、岡山市の契約の例による。ただし、これによりがたいときは、会長が別に定める。

(経費の支出)

第7条 経費の支出は、現金又は口座振替により行うものとする。

2 事務局長は、経費の支出に当たっては、請求書及び領収書を債権者から受領し、第5条の見積書と併せて出納整理簿に記載して整理しなければならない。ただし、口座振替による経費の支出に当たっては領収書の受領を、次に掲げる経費の支出に当たっては請求書の受領を省略することができる。

- (1) 謝礼
- (2) 旅費
- (3) 印紙、証紙、郵便切手、郵便葉書その他これに類するもの
- (4) 官公署、公社、公団等が発行した納入通知書によるもの
- (5) その他事務局長が適当と認めるもの

3 第5条及び前2項に定めるもののほか、協議会の経費の支出に関する事項は、岡山市会計規則(昭和39年市規則第6号)の例による。

(旅費)

第8条 協議会の委員、顧問、幹事及び保健・医療部会員(以下「構成員」という。)並びに協議会から依頼を受けた者が会務のために旅行したときは旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費については、岡山市職員の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、構成員がG20岡山保健大臣会合支援推進協議会規約第8条第1項の総会、同規約第9条第1項の幹事会又は同規約第10条第1項の部会に出席する場合、旅費は支給しない。

(現金の保管)

第9条 事務局長は、即日支払わなければならない経費の支出のために、必要最低限度の額の現金を保有することができる。

2 前項の現金の保管については、紛失及び盗難を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 現金の保管及び出納については、第3条第2項の出納整理簿に必要事項を記載して整理しなければならない。

(決算書及び関係書類の提出)

第10条 事務局長は、毎会計年度終了後、速やかに収入支出決算書を作成し、証拠書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の収入支出決算書の提出を受けたときは、協議会の監事(以下「監事」という。)の監査を受けなければならない。

3 前項において、監事が必要と認めるときは、会長に関係書類の提出を求めることができる。

4 前2項に定めるもののほか、監事は、必要に応じ会計事務について検査を行うことができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の会計事務に関しては、岡山市会計規則(昭和39年市規則第6号)の例による。ただし、これによりがたいときは、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年8月10日から施行する。

(5) G20岡山保健大臣会合に係る協賛の取扱要綱

(趣旨)

第1条 2019年国内初開催となるG20岡山保健大臣会合(以下「大臣会合」という。)を、市民・県民に広く周知するとともに、会合参加者のおもてなし機運の醸成や、岡山の魅力発信、さらには、岡山の保健医療のより一層の発展の契機とするべく、岡山全体で取り組んでいくため、市内外の各界各方面から、協賛を募るものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協賛」とは、G20岡山保健大臣会合支援推進協議会(以下「協議会」という。)が直接受け入れる次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資金の提供(以下「協賛金」という。)
 - (2) 施設や物品の提供又は無償貸与(以下「施設・物品協賛」という。)
 - (3) 広告物作成及び掲示場所の提供(以下「広報協賛」という。)
 - (4) (1)から(3)に準ずる役務の提供(以下「役務協賛」という。)
 - (5) 前各号を組み合わせた複数の協賛の提供(以下「複数協賛」という。)
- 2 この要綱において「法人等」とは、特定の政治、思想、宗教に関するものを除く市内外の法人、団体及び個人とし、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのないものをいう。
- 3 この要綱において「事務局長口座」とは、協議会会計規程第3条第2項に定める協議会事務局長(以下「事務局長」という。)名義の普通預金口座をいう。
- 4 この要綱において「協賛金口座」とは、協賛金を受け入れるために設けた協議会会長名義の普通預金口座をいう。

(使途)

第3条 協賛は、協議会が実施する大臣会合の開催支援事業及び岡山の魅力発信並びに大臣会合にかかる啓発事業とその事業費に充当する。

(協賛)

第4条 受入れの対象となる協賛は、大臣会合に関連するものでなければならない。

(事務処理等)

第5条 事務局長は、協賛にかかる法人等との折衝及び受入れにかかる事務について、次の各号により行うものとする。ただし、事務処理等に疑義が生じた場合には、その取扱いについて、協議会規約第9条第1項に定める幹事会の判断に委ねるものとする。

- (1) 法人等から申し出があった場合又は法人等に依頼したときは、協賛経過報告書(様式第1号)を作成するものとする。
- (2) 法人等が協賛を行うときは、協賛申込書(様式第2号)を提出するものとする。
- (3) 事務局長は、法人等が口座振込により協賛金の納付を希望した場合は、当該法人等に対し、協賛金のお振込みについて(依頼)(様式第3号)により振込先等を通知するものとする。
- (4) 事務局長は、協賛を受入れた時は、次のとおり処理するものとする。
 - ア 協賛金については、速やかに協賛金申込金額と照合し、協賛金口座に収入するとともに、協賛金受領書(様式第4号)を法人等に交付した後、できるだけ速やかに事務局長口座へ引き継ぐものとする。
 - イ 施設・物品協賛、広報協賛、役務協賛については、協賛受領書(様式第4-2号)を法人等に交付する。
- (5) 協賛の管理の徹底を図るため、協賛管理リストを整備する。
- (6) 施設・物品協賛、広報協賛及び役務協賛にかかる評価額の算定については、対象の販売価格等により金額換算を行うものとする。ただし、同一の法人等が複数の協賛を申し出た場合は、その合計額を評価額とする。

(謝意表明)

第6条 会長は、協賛を受け入れた法人等に対し、次の各号に掲げる謝意表明を行う。

- (1) 協賛を受け入れた全ての法人等を対象に、礼状を送付する。
- (2) 協賛金の額と評価額の合計額が50万円以上の法人等に対して、感謝状の贈呈を行う。ただし、感謝状の贈呈は、1法人等に対して1回限りとする。

附 則

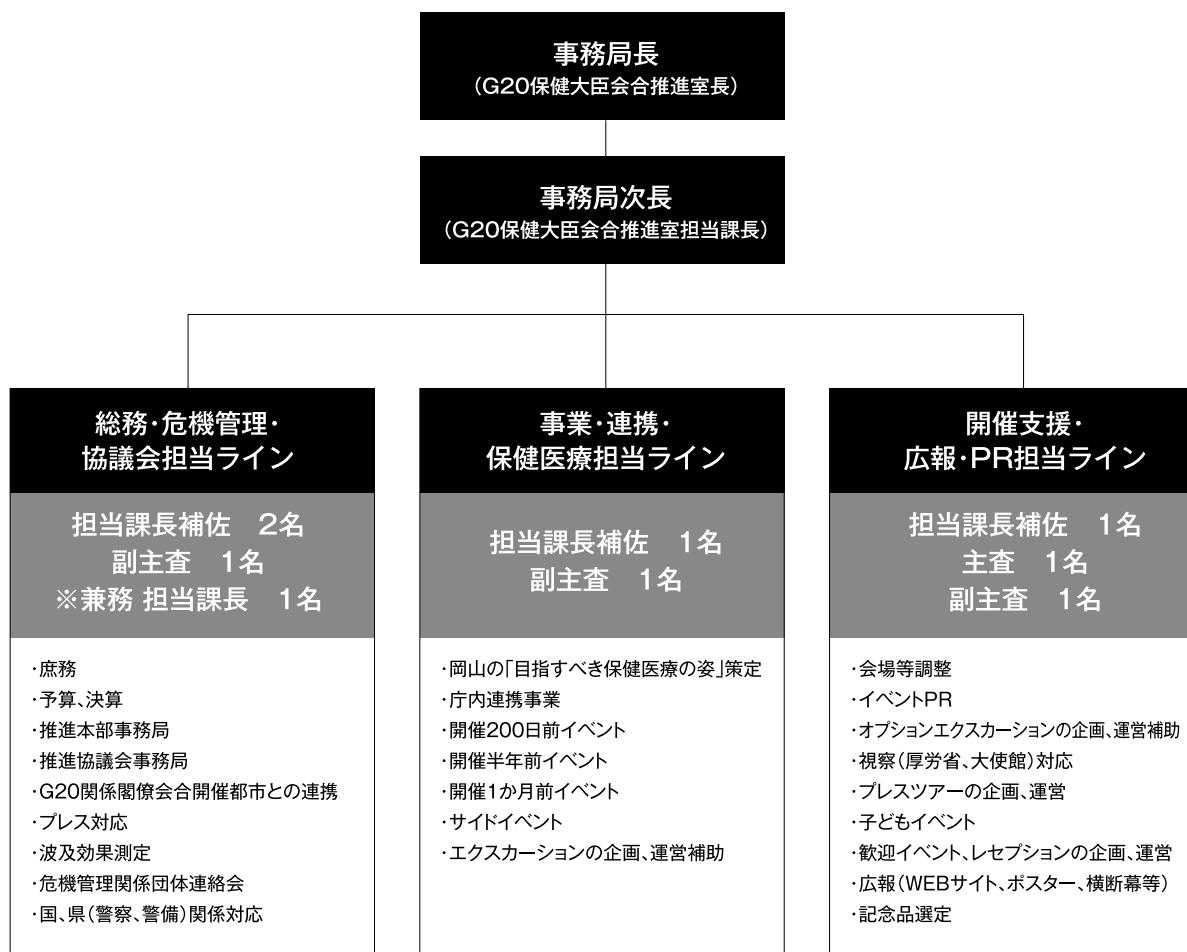
この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

3. 協議会

(6)事務局

2018年5月 1日	岡山市政策局内に「G20岡山保健大臣会合推進室」が設置される(5名体制)
2018年8月 1日	6名増員(うち1名行政執行適正化推進課 課長兼務)
2018年8月10日	協議会設立に伴い推進室内にG20岡山保健大臣会合支援推進協議会事務局が設置される。 推進室員は全員、事務局職員となる。
2018年9月 1日	1名増員 2名を厚生労働省大臣官房国際課へ派遣(事務局からは除く)
2019年3月14日	1名増員(岡山県警察から派遣)

【体制図(2019年10月19日現在)】



(厚生労働省大臣官房国際課へ派遣 2名(副主査1名 主査1名)は事務局からは除く)

(7)予算・決算

協議会の平成30年度及び令和元年度の予算・決算は以下のとおり。

2018年度決算

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	決算額	主な内容
負担金	22,300,000	22,300,000	岡山市
協賛金	0	6,850,000	32件
諸収入	0	29	預金利息
収入合計	22,300,000	29,150,029	

【支出の部】

(単位:円)

項目	予算額	流用額	予算現額	決算	予算残	主な内容
開催支援事業費	10,556,000	△ 88,000	10,468,000	9,235,058	1,232,942	開催200日前イベント運営業務
広報・PR事業費	3,600,000	△ 1,000	3,599,000	3,045,932	553,068	啓発資材作成、カウントダウンボード作成、新聞広告費
事業連携関係費	8,000,000	0	8,000,000	7,570,800	429,200	「岡山の保健医療の目指す姿」策定支援業務(平成30年度分)
総務・危機管理関係費	144,000	89,000	233,000	232,676	324	会議開催経費、消耗品費、雑費
支出合計	22,300,000	0	22,300,000	20,084,466	2,215,534	

(収入合計) - (支出合計)	9,065,563
-----------------	-----------

2019年度決算見込み(令和元年12月17日 第5回協議会総会時点)

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額(8月補正後)	決算(見込)額	主な内容
負担金	60,589,000	60,589,000	岡山市(44,089千円)、岡山県(16,500千円)
協賛金	2,500,000	2,500,000	13件
前年度繰越金	9,065,563	9,065,563	
収入合計	72,154,563	72,154,563	

【支出の部】

(単位:円)

項目	予算額(8月補正後)	流用額	予算現額	決算(見込)額	予算残(見込)額	主な内容
開催支援事業費	41,354,000	△ 219,000	41,135,000	39,800,000	1,335,000	大臣会合開催支援業務、歓迎セレブション、大使館職員現地視察、開催半年前イベント、開催1ヵ月前及びサイドイベント
広報・PR事業費	20,000,000	219,000	20,219,000	20,200,000	19,000	海外プレスツアー、啓発資材作成等、広告費(CM、新聞広告)
事業連携関係費	8,000,000	0	8,000,000	8,000,000	0	「岡山の保健医療の目指す姿」策定
総務・危機管理関係費	1,500,000	0	1,500,000	900,000	600,000	会議開催経費、消耗品費
予備費	1,300,563	0	1,300,563	0	1,300,563	
支出合計	72,154,563	0	72,154,563	68,900,000	3,254,563	

(収入合計) - (支出合計)	3,254,563
-----------------	-----------

※概算見込額であり、今後増減の可能性がある。

3. 協議会

(8)協議会のあゆみ

年	月	会合に関連した政府、 参加国等動向など	協議会の活動	
			会議・イベント等	広報活動・関連事業等
2018	2	20日 2019年G20サミット(首脳会合) 開催地決定		
	3	7日 「G20関係閣僚会合の岡山市開催に かかる要望書」を安倍首相に提出		
	4	2日 2019年G20サミット(首脳会合)の日程発表、 関係閣僚会合の開催地発表		
	5	14日 厚生労働省職員現地視察(岡山)受入		
	6	22日 G20岡山保健大臣会合の日程発表		
	7	4日 中国駐大阪総領事館職員現地視察(岡山)受入		
	8		10日 協議会設立(協議会第1回総会) 協議会第1回幹事会 第1回協議会保健・医療部会 30日 第2回協議会保健・医療部会	
	10		18日 第3回協議会保健・医療部会	4日 2018年G20アルゼンチン保健大臣会合でPR 19日 ポスター・チラシ配布、プロモーション動画公開、 JR岡山駅東西連絡通路サイネージ、 JR岡山駅南地下通路サイネージ、 岡山市役所本庁舎、各区役所 デジタルサイネージでプロモーション動画放映開始
	11	5日～6日 厚生労働省職員現地視察(岡山)受入	5日 協議会第2回幹事会 29日 第4回協議会保健・医療部会	
	12		20日 協議会第2回総会	
2019	1		25日 協議会第3回幹事会	
	2	28日～3月1日 第1回専門家会合(東京)	21日 第5回協議会保健・医療部会	23日 山陽新聞に記事広告掲載 28日～3月1日 第1回専門家会合(東京)でPR
	3	18日～19日 厚生労働省職員現地視察(岡山)受入	3日 開催200日前イベント「#健康人宣言岡山」 8日 第6回協議会保健・医療部会 26日 協議会第3回総会	ノベルティグッズ制作 (ポケットティッシュ)

年	月	会合に関連した政府、 参加国等動向など	協議会の活動	
			会議・イベント等	広報活動・関連事業等
2019	4	15日 米国保健福祉省職員等現地視察(岡山)受入 米国保健省、在日米国大使館、 駐大阪・神戸米国総領事館職員		2日 カウントダウンボード除幕式、市内4か所に設置 16日 RSK山陽放送新館工事現場仮囲いにPRシート貼付
	5	29日～30日 第2回専門家会合(ジュネーブ)	5日～6日 開催半年前イベント「健康フェスタ in Okayama 2019」	28日 ジョイポリス跡地工事用仮囲いにPRシート貼付
	6	28日 G20財務大臣・保健大臣合同セッション(大阪)		30日 山陽新聞に記事広告掲載
	7	1日～2日 第3回専門家会合(東京) 29日～30日 大使館職員等現地説明会(岡山)	8日 第7回協議会保健・医療部会	1日～2日 第3回専門家会合(東京)でPR 3日～5日 プレスツアー ノベルティグッズ制作 (糸創膏・メモ帳・うちわ・ビニールバッグ・バッジ)
	8	21日 EU職員現地視察(岡山)受入、厚生労働省職員現地視察(岡山)受入 23日 厚生労働省職員現地視察(岡山)受入 26日 在京大使館説明会(東京)	1日 おかげやまっこ未来フェスタ 2019 19日 協議会第4回幹事会 26日 協議会第4回総会	
	9	9日 厚生労働省職員現地視察(岡山)受入 20日 ドイツ大使館職員現地視察(岡山)受入 厚生労働省職員現地視察(岡山)受入	8日 開催1ヵ月前イベント 「G20岡山保健大臣会合記念フォーラム」	
	10	10日 プレスブリーフィング(東京) 11日 プレスブリーフィング(岡山) 17日～18日 第4回専門家会合(岡山) 18日 ドイツHOD現地視察(岡山)受入 19日～20日 G20岡山保健大臣会合	19日～20日 サイドイベント 「つづける わたしのケンコー宣言」	1日 歓迎フラッグ、商店街バナー、 新幹線階段サインボード設置 7日 バス停広告設置 11日 街頭ビジョン放映開始 13日 テレビCM放送開始 14日 山陽新聞記事広告掲載、岡山駅新幹線 コンコースデジタルサイネージ放映開始 15日 ターミナルスクエアライトアップ開始 17日 ホテルグランヴィア岡山立看板設置
	12		協議会第5回幹事会(持ち回り) 17日 協議会第5回総会	9日～10日 大臣会合開催報告パネル展(岡山市役所) 12日～17日 大臣会合開催報告パネル展(岡山県庁)
2020	1		17日 協賛者及び政策提言発表高校生・高校への 感謝状贈呈式	

3. 協議会

(9)岡山市G20保健大臣会合推進本部設置規程

平成30年5月24日
市訓令甲第119号

(設置)

第1条 2019年に本市で開催されるG20保健大臣会合(以下「保健大臣会合」という。)の円滑な実施を図るため、岡山市G20保健大臣会合推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、保健大臣会合に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総務・広報に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 機運醸成・魅力発信に関すること。
- (4) 環境整備に関すること。
- (5) その他前条に規定する目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とし、会務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 前項の規定により本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 副市長(政策局担当)
 - (2) 副市長(政策局担当以外)
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者及び本部長が別に指名する者をもって充てるほか、別表第2に掲げる者に委嘱する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 推進本部の会議の議長は、本部長がこれに当たる。
- 3 本部長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、G20保健大臣会合推進室において行う。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

危機管理担当局長 政策局長 総務局長 財政局長 市民生活局長 市民協働局長
北区長 中区長 東区長 南区長 保健福祉局長 岡山っ子育成局長 岡山っ子育成局保育・幼児教育担当局長
環境局長 産業観光局長 産業観光局産業政策担当局長 都市整備局長 都市整備局都市・交通・公園担当局長
下水道河川局長 会計管理者 消防局長

別表第2(第3条関係)

水道事業管理者 市場事業管理者 教育長

4. 経済波及効果・パブリシティ効果

経済波及効果・パブリシティ効果

G20岡山保健大臣会合がもたらした経済波及効果及びパブリシティ効果を推計した。

(1) 経済波及効果の推計

平成27年の岡山市産業連関表(107部門)を用い、G20岡山保健大臣会合(令和元年10月19～20日)開催に伴う、岡山市への経済波及効果を推計。

生産額効果	波及金額
直接効果(直接需要額)	2億1,845.4万円
一次間接効果	7,757.9万円
二次間接効果	5,292.0万円
総合効果	3億4,895.2万円

(岡山大学大学院社会文化科学研究科(経済学系) 中村良平特任教授 推計)

(2) パブリシティ効果の推計

会合誘致活動以降の新聞報道、テレビ報道、WEBニュース等における会合の報道内容を広告料金に換算し推計。

種別	件数	波及金額
新聞	220	1億2,485.3万円
テレビ	62	1億3,999.5万円
WEBニュース等	517	2億6,896.0万円
合計		5億3,380.8万円

(株式会社ビザビ、協同組合岡山情報文化研究所、ニホンモニター株式会社 推計)

G20岡山保健大臣会合 開催記録

発行年月／令和2年2月

発行・編集／G20岡山保健大臣会合支援推進協議会

(事務局：岡山市政策局G20保健大臣会合推進室内)

本誌掲載の記事・写真・図版などの無断転載・複製を禁じます。



G20 岡山保健大臣会合支援推進協議会